

令和8年度

センター名

亀山市基幹型地域包括支援センター

事業計画書(案)

〈基幹型〉

令和8年3月

1 総則

(1) 組織・運営

| | |
|------------------------------|--|
| この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方) | 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に属し、事業の実施にあたっては三役会で協議し、理事会及び評議員会に諮り承認を得る。 |
| この事業計画の進捗管理手法 | 所属する法人の理事会・評議員会において中間及び年度報告を行い、必要時、計画の修正及び改善について協議する。また、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において報告する。 |
| 公平性、中立性を確保するための体制 | 社会福祉法109条に規定される社会福祉協議会として、地域住民のニーズに基づき公正かつ主体的に地域福祉を推進する。 |
| 組織マネジメント体制 | センター長を管理者として業務を遂行する。法人内で年度毎に事業計画及び予算、研修計画について法人の三役会・理事会・評議委員会に諮り進捗を管理する。 |
| 個人情報保護体制 | 個人情報保護に関する法令・法人及び鈴鹿亀山地区広域連合の定める個人情報保護規程等を遵守する。 |
| 苦情処理体制 | 利用者、家族、関係者からの苦情、意見を受けた場合は、その内容及び対応方法を記録した上で広域連合及び社会福祉協議会内第三者委員会に報告するとともに、必要な業務改善につなげる。 |

(2) 人員

| | |
|------------|---|
| 職員の配置状況 | センター長(保健師)[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 |
| 職員の研修等実施計画 | 法人で定めた研修計画をもとに、職種・経験に応じた研修受講の機会を設ける。 |
| 専門職間の連携体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の朝礼で行動予定や対応ケースについての情報共有を行う。 ・係でのミーティングを月1回行い、各事業の進捗状況の確認や課題の協議を行い推進を図る。 ・虐待疑いや困難事例については、専門職間で情報共有するとともに関係機関等と連携し支援を行う。 |

(3) 圏域の状況把握

| | |
|-----------------------------|---|
| 担当圏域の状況把握方法 | 地域の統計や総合相談、地域包括支援センター長会議及び専門職ワーキング等で地域の状況を把握する。 |
| 担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など) | 令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[13,537]人、75歳以上人口[7,736]人 高齢化率 27.6% 75歳以上比率 15.7% |
| 地域資源の状況 | 生活支援コーディネーターと基幹型包括が協働して「高齢者の社会資源のしおり」を年度毎に更新し、高齢者の生活支援に活用できる地域内の社会資源を整理・共有し、高齢者のニーズとのマッチングに活用している。 |
| 今年度の事業実施にあたっての重点事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・多職種によるネットワーク構築と地域課題の把握及び地域ケア会議開催支援 ・地域包括支援センター業務の平準化と後方支援 |

2 全体調整

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの統括、全体調整

令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 地域包括支援センターが関係機関と連携し高齢者の身近な相談窓口としての機能を発揮できるように支援する。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|--------------------------------|----------------|--|---|
| ①市内の地域包括支援センターの統括 | 5 基幹型センターの位置づけ | 1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談、助言、指導の実施 | センター長会議等で地域包括支援センターの運営状況を把握するとともに、広域連合からの指示・指導内容を伝達し必要時助言を行う。 |
| | | 2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施及び地域包括支援センターの意思統一 | 基幹型地域包括支援センター長会議において協議し、地域包括支援センターに情報共有を図る。 |
| ②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ | 5 基幹型センターの位置づけ | 1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング | 地域包括支援センター長会議や専門職のワーキングにおいて聞き取り、必要に応じて対応方針について協議する。 |
| | | 2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整 | 地域包括支援センターからの要望・質問等には適宜対応し、必要に応じて広域連合に報告し対応について協議する。 |
| ③地域課題についての協議、及び地域資源の活用についての提案等 | 5 基幹型センターの位置づけ | 1 地域課題に関する広域連合及び市との協議 | 地域ケア圏域会議から課題の抽出を行い、地域ケア推進会議につなげられるように協議する。 |
| | | 2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案 | 地域ケア圏域会議や自立支援型地域ケア会議で抽出された課題や地域資源の情報について、広域連合や亀山市と共有し、施策や事業立案につなげる。 |
| その他、地域包括支援センターの統括、全体調整にかかる取組 | | | |
| | | | |

(2) 地域包括支援センターの後方支援

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 地域包括支援センターが関係機関と連携し高齢者の身近な相談窓口としての機能を発揮できるように支援する。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|----------------------------|----------------|-----------------------------|--|
| ①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援 | 5 基幹型センターの位置づけ | 1 広域連合からの指示、指導項目等の伝達 | 地域包括支援センター長会議やメール・電話等で広域連合からの指示・指導項目等を地域包括支援センターへ伝達する。 |
| | | | |
| | | | |
| ②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等 | 5 基幹型センターの位置づけ | 1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応 | 地域包括支援センターからの相談に対して適宜対応し、相談内容に応じて広域連合に報告し対応を協議する。 |
| | | 2 結果の共有 | 対応内容や解決方法についての結果を地域包括支援センター長会議で共有する。 |
| | | | |
| その他、地域包括支援センターの後方支援にかかる取組 | | 1 居宅介護支援事業所連絡会の開催支援 | 年4回開催。地域包括支援センターと協働し開催支援を行う。 |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第1号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| この業務の実施方針 | 関係機関と連携して円滑で切れ目のない相談支援が提供できる体制を整備する。 |
|-----------|--------------------------------------|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|--|------------|--------------------------------|---|
| ①緊急・困難事例への支援 | 6(1)ア(ア) | 1 緊急・困難事例に対する処遇検討 | 地域包括支援センターと情報共有し、緊急性を把握しつつ処遇の検討を行う。 |
| | | 2 ケース会議の実施 | 地域包括支援センターと連携しケース会議等を開催し対応方針について検討を行う。 |
| | | 3 事例への介入 | 地域包括支援センターや市と連携して役割分担して対応する。 |
| | | 4 事後フォロー及び支援結果の共有 | 市や地域包括支援センターと連携し事後フォローするとともに、地域包括支援センター長会議等で支援結果について共有する。 |
| ②相談事例の把握・分析と共有 | 6(1)ア(イ) | 1 相談事例の把握・分析 | 地域包括支援センターからの報告や広域連合活動記録フォームから状況把握・分析を行う。 |
| | | 2 効果的方策の検討 | 専門職ワーキング等で効果的方策の検討や好事例について等の情報共有を行う。 |
| | | 3 事例検討会・研修会の実施 | 関係者のスキルアップのため、事例検討会・研修会を随時開催する。 |
| ③地域におけるネットワーク、市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築 | 6(1)ア(ウ) | 1 介護施設協会等とのネットワーク | 亀山市社会福祉法人連絡会に参加する。 |
| | | 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 | 在宅医療介護連携会議や多職種連携会議に出席し、医療・介護連携を図る。 |
| | | 3 民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会とのネットワーク | 必要時、民生委員・児童委員理事会や定例会、社会福祉協議会が開催する関係会議に出席し連携を図る。 |
| | | 4 生活支援コーディネーターとの連携 | 日頃から情報共有したり、自立支援型地域ケア会議への参加を依頼し、地域課題の抽出を行う。 |
| | | 5 高齢福祉分野以外とのネットワーク | 精神保健担当者連絡会に参加し、障がい分野の相談員や専門職と連携を図る。 |
| | | 6 その他のネットワーク | まちづくり協議会を対象にした事業について、市まちづくり協働課と連携して進めていく。 |
| ④相談業務の標準化 | 6(1)ア(エ) | 相談業務業務の標準化、質的向上 | 専門職ワーキング等で対応策の検討を行い、相談業務の標準化を図る。 |
| | | | |
| ⑤複合的な課題を持つ世帯への支援 | 6(1)ア(カ) | 1 相談内容の把握、分析、整理 | 必要時重層的支援体制事業のつながるシートを提出し相談内容の分析・整理につなげる。 |
| | | 2 関係機関との連携 | 包括的相談支援事業のケース会議において関係機関の支援内容や方法について協議する。 |
| | | 3 地域包括支援センターへの支援 | 支援要請があった事例について、相談解決に向け相談や同行訪問を行い、地域包括支援センターの後方支援を行う。 |

| | |
|----------------------|--|
| 介護保険事業計画 における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援 |
|----------------------|--|

| | |
|-----------|--------------------|
| この事業の実施方針 | 家族介護を支える情報の提供に努める。 |
|-----------|--------------------|

| 事業内容 | 委託仕様書 の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|----------------|----------------|-------------------|---|
| ①家族介護への支援 | 6(1)ア(オ) | 1 予防的な取組 | 市の開催する「介護者のつどい」に地域包括支援センターと共に協力する。 |
| | | 2 家族介護者からの相談内容の分析 | 家族介護者からの相談から抽出し、地域包括支援センターや介護保険制度について等必要な情報提供を行う。 |
| | | 3 家族介護者への情報提供 | 民生委員・児童委員、福祉委員等関係機関の会議に出席し相談窓口や介護保険サービスの情報提供を行う。 |
| | | 4 幅広い年代への周知方法 | 相談窓口について、まちづくり協議会・医療機関・薬局等にポスター掲示や福祉委員研修会等、様々な機会をとらえ相談窓口について周知する。 |
| その他、家族介護にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第2号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止 |
| この業務の実施方針 | 関係機関との連携を強化し、支援が必要な人へのサポートを行うとともに虐待等の予防に係る周知・啓発を行う。 |

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------|------------|---------------------------|--|
| ①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進 | 6(1)イ(ア) | 1 成年後見制度等の活用事例の情報共有 | 亀山市社会福祉協議会の成年後見サポート事業と連携し関わったケース等について共有する。 |
| | | 2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進 | 亀山市社会福祉協議会の成年後見サポート事業と連携するとともに、社会福祉士ワーキング等の場で取り上げ、制度の理解を深める。 |
| | | 3 制度にかかる普及啓発活動の推進 | 亀山市社会福祉協議会の成年後見サポート事業と連携して関係職種に対し、配布媒体等を活用して周知する。また、成年後見セミナーを関係部署と共催し、地域住民等への周知・啓発を行う。 |
| ②支援が困難な事例への対応 | 6(1)イ(イ) | 1 支援困難事例への対応 | 地域包括支援センター・市・関係機関等と連携し対応にあたる。 |
| | | 2 虐待事例があった場合の対応 | 地域包括支援センター・市等と連携し、対応フロー図をもとに迅速に対応にあたる。 |
| ③高齢者虐待の予防等 | 6(1)イ(ウ) | 1 養護者支援の充実 | 養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・助言の機会を設ける。必要な対策について地域包括支援センター・市と協議していく。 |
| | | 2 若年層への虐待防止啓発 | 学校等において認知症について講座を行う中で啓発する。介護を担う年齢層に対する啓発の機会を探っていく。 |
| | | 3 普及啓発活動の推進 | 年1回市内介護サービス事業所を対象に研修会を開催し、高齢者虐待の予防につなげる。 |
| ④消費者被害の防止 | 6(1)イ(エ) | 1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 | 年2回程度、社会福祉士ワーキングにおいて鈴鹿亀山消費生活センターと多発しているケースの手口等について、情報共有を図る。 |
| | | | |
| その他、権利擁護にかかる取組 | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第3号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 地域包括支援センターが対応する個別事例について、必要に応じて支援し、事例検討等を通じてノウハウの共有を図る。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|--|------------------|---------------------------------------|---|
| ①事例検討会・研修会の開催支援 | 6(1)ウ(ア) 7(1) | 1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力 | 地域包括支援センターが開催する事例検討会や研修会に、計画の段階から参加し、必要時助言等を行う。 |
| | | 2 地域包括支援センター職員の資質の向上、研修会の実施 | 専門職別ワーキング等において、情報共有や対応策の検討を行う。 地域包括支援センターの職員向け研修を実施する。(年1回) |
| ②支援困難事例等への指導・助言 | 6(1)ウ(イ) | 1 同行訪問 | 地域包括支援センターからの支援要請に応じて対応する。 |
| | | 2 サービス担当者会議への出席 | 地域包括支援センターからの支援要請に応じて対応する。 |
| | | 3 支援事例に関するフォロー | 支援を行った事例のモニタリングや振り返りを行う。 必要なケースについては、センター長会議や専門職別ワーキング等で情報共有及び意見交換等を行う。 |
| ③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援 | 6(1)ウ(ア)(ウ) | 1 介護支援専門員等への研修会の実施【※年間計画を別紙へ記入してください】 | 居宅介護支援事業所連絡会を地域包括支援センターと協働して開催する。 |
| | | 2 介護支援専門員等への情報提供 | 「高齢者のための社会資源のしおり」を居宅介護支援事業所へ配布し、社会資源に関する情報提供を行う。 サロンの情報や自立支援型地域ケア会議におけるアドバイザーからのアドバイスについて、バイタルリンクにて共有する。 |
| | | 3 地域住民への取組み | 地域住民に対する介護予防事業の普及啓発に向けて、市関係部署と情報交換するとともに地域包括支援センターの後方支援を行う。 |
| | | 4 主任介護支援専門員への研修会の実施 | 主任介護支援専門員を対象に資質及び専門性の向上のため、研修会や意見交換会等を開催する。 |
| その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組 | | | |

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

亀山市基幹型地域包括支援センター

令和8年度

| 開催月 | 内 容 | 対象者 | 備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入) |
|-----|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | 主任介護支援専門員連絡会 内容は未定 | 主任介護支援専門員及 び主任介護支援専門員 に準ずる者 | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | 主任介護支援専門員連絡会 内容は未定 | 主任介護支援専門員及 び主任介護支援専門員 に準ずる者 | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | 主任介護支援専門員連絡会 内容は未定 | 主任介護支援専門員及 び主任介護支援専門員 に準ずる者 | |
| 3月 | | | |

3-(1) 包括的支援事業
 エ 地域ケア会議関係業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の48 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施 |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催を支援するとともに、運営ノウハウなどの共有を図る。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------------|------------|-----------------------------|---|
| ①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化 | 6(1)エ(ウ) | 1 地域ケア個別会議の開催支援 | 事前に参加者や検討内容等について協議するとともに可能な限り参加する。困難事例等に対応するなかで、地域とともに支援する必要がある事例に対し開催支援を行う。 |
| | | 2 地域ケア圏域会議の開催支援 | 事前に参加者や検討内容等について協議するとともに可能な限り参加する。個別会議や自立支援型地域ケア会議の事例からの課題を抽出し、協議事項の提案を行う。 |
| | | 3 他の会議や事業との連携による機能強化 | 事前に参加者や検討内容等について協議するとともに可能な限り参加する。他の事業との連携との連携が図れるように後方支援する。 |
| ②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決 | 6(1)エ(ア) | 1 自立支援型地域ケア会議の実施 | 年6回 |
| | | 2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施 | 検討内容を明確にするため、事例提供者及び地域包括支援センターの担当職員と事前協議を行う。半年後のモニタリング結果を確認し自立支援につなげられるように協議する。 |
| | | 3 広域連合への報告 | 会議実施毎に所定の様式にて報告する。その他、協議が必要な事項については適宜報告する。 |
| | | 4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供 | 地域ケア圏域会議で協議された課題の中で市レベルで協議が必要な課題があれば、年1回の地域ケア推進会議において、提案する。 |
| | | 5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック | 地域ケア推進会議の結果をセンター長会議等を通じて、各地域包括支援センターへ周知する。 |
| ③会議を通じた介護支援専門員等への支援 | 6(1)エ(オ) | 1 地域ケア個別会議における参加環境の整備 | 地域包括支援センターより困難事例の相談があった際は積極的に会議に参加してもらえるよう、地域包括支援センターを通じて支援する。 |
| | | 2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備 | 積極的に参加してもらえるよう、事前の打ち合わせを丁寧に行うとともに、参加することのメリットを伝えていく。 |
| | | 3 「自立支援型地域ケア会議の手引き」の整備 | 会議運営が円滑に行えるよう、必要に応じて見直していく。 |

| | | | |
|------------------|----------|-----------------------------------|--|
| ④会議を通じた関係者の連携支援 | 6(1)エ(エ) | 1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援 | 参加者の役割を明確にするとともに参加者同士が顔の見える関係づくりを行えるように支援する。 |
| | | 2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映 | 生活支援コーディネーターと連携し、地域包括支援センターが地域住民と協議を重ねられるように支援する。 |
| | | | |
| ⑤共通課題の整理と課題の政策化 | 6(1)エ(イ) | 1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析 | 地域包括支援センターとともに、地域課題を分類しそれぞれの課題について解決方法を検討する。 |
| | | 2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討 | 地域ケア圏域会議で抽出された地域課題の整理・分析を行い、共通課題について地域ケア推進会議での課題検討につなげる。 |
| | | | |
| その他、地域ケア会議にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第1項第1号二 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 多様なサービスの積極的な活用等、自立支援型ケアプランの作成に向けて地域包括支援センターや市内のケアマネジャーへの支援を行う。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|------------------------------------|------------|---------------------------|---|
| ①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援 | 6(1)オ | 1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援 | 自立支援型地域ケア会議やバイタルリンクなどを通じて、地域資源情報や自立支援に向けた考え方等の共有を行う。 |
| | | 2 住民主体サービス、地域の予防活動の活用促進支援 | 生活支援コーディネーターと協働で作成している「高齢者のための社会資源のしおり」にちよこぽら団体やサロン団体を掲載し、亀山市社会福祉協議会のホームページにも掲載し、広く市民やケアマネジャー等に周知し、ケアマネジメントの参考になるよう啓発を行う。 |
| | | 3 短期集中予防サービスの活用促進支援 | 自立支援型地域ケア会議で協議したケース等に対して、活用を促していく。 市と連携し、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーへサービスについて周知する。 |
| ②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映、活用可能性の向上 | 6(1)オ(ウ) | 1 介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実 | 地域包括支援センターと連携し、必要な情報については適宜追記していく。追記する際は、広域連合と協議する。 また、更新時にはバイタルリンクにて発信したり、研修時等に周知する。 |
| | | | |
| その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組 | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (ア) 介護予防普及啓発事業等

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第1項第2号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業 |

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| この事業の実施方針 | 自立支援の推進に向けた適切な介護予防の取組ができるように支援する。 |
|-----------|-----------------------------------|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|--------------------|--------------|-----------------------------|---|
| ①介護予防の普及啓発にかかる支援 | 6(1)カ(ア)a, b | 1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供 | センター長会議、専門職のワーキング等や自立支援型地域ケア会議を通じて情報共有し利用につなげる。 |
| | | 2 地域包括支援センターによる情報提供、啓発への支援 | 市の制度についての情報提供を行うとともに、地域において積極的に介護予防活動が実施できるように市の関係部署と調整を図る。 |
| その他、介護予防普及啓発にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第4号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携 |

| | |
|-----------|----------------------------------|
| この事業の実施方針 | 在宅医療と介護が円滑に提供されるように担当部署と連携を強化する。 |
|-----------|----------------------------------|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-----------------------------------|-------------|---|---|
| ①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応 | 6(1)カ(イ)a | 1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 | 地域包括支援センター及び市担当部署と連携し困難事例等への対応を行う。 |
| | | | |
| | | | |
| ②医療関係者とのネットワーク構築 | 6(1)カ(イ)b、c | 1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等 | 亀山市在宅医療連携推進会議に出席する。 多職種連携会議に参加し、必要時協力する。 |
| | | 2 医療関係者が開催する会議等への出席 | 亀山市在宅医療連携推進会議 年1回 多職種連携会議研修会(医師会主催) 年1回 |
| | | 3 医療関係者からの情報提供 | 適宜医療機関へ訪問、バイタルリンクの活用により必要な情報提供が受けられるようにする。 |
| その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第6号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3) 認知症施策の推進 |

| | |
|-----------|---|
| この事業の実施方針 | 認知症の早期診断・早期対応が必要な事例に対し、地域包括支援センター・認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携を図る。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-------------------|-------------|-------------------------------|---|
| ① 認知症初期集中支援の推進 | 6(1)カ(ウ)a | 1 認知症初期集中支援のための情報収集 | 認知症初期集中支援チーム員会議等に参加し、認知症に関する相談の内容や相談件数等について定期的に情報共有を図る。 |
| | | 2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析 | 認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、ケースについて把握し、必要に応じて助言を行う。 |
| | | | |
| ② 認知症地域支援・ケア向上の推進 | 6(1)カ(ウ)b、c | 1 認知症サポーター養成講座の開催支援 | 認知症地域支援推進員等が開催する認知症サポーター養成講座を必要時支援する。 |
| | | 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 | 認知症地域支援推進員と連携し、認知症ケアパスの普及啓発と活用を図る。 |
| | | 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援 | 認知症地域支援推進員と協力し地域の実情に応じた認知症サポーター養成講座の開催を目指す。認知症地域支援推進員と連携し、認知症カフェ、チームオレンジ等の取り組みへの協力や支援を行う。 |
| その他、認知症総合支援にかかる取組 | 6(1)カ(ウ)d | 若年性認知症の支援 | 若年性認知症に関する相談があった場合に、必要に応じて三重県が配置する若年性認知症コーディネーターと連携して支援する。 |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (エ) 生活支援体制整備事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第5号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス |

| | |
|-----------|--|
| この事業の実施方針 | 生活支援コーディネーターと連携し地域に根ざした介護予防や生きがいづくり活動の推進を図る。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-----------------------------|------------|---|---|
| ①生活支援体制整備の推進 | 6(1)カ(エ)a | 1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 | 生活支援コーディネーターと協働して、「高齢者のための社会資源のしおり」の更新を行い不足する生活支援サービスの状況について把握する。 |
| | | 2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発 | 生活支援コーディネーターと協働して地域の住民主体の生活支援サービス(ちょこボラ)の立上げや育成支援を行う。 |
| ②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加 | 6(1)カ(エ)b | 1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援 | 協議体の設置・開催にあたって、必要に応じて支援を行う。 |
| | | 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援 | 生活支援コーディネーターやCSWと協働し、必要時、まちづくり協議会への協力・支援を行う。 |
| その他、生活支援体制整備にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

3-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (オ) 各種会議の開催と出席

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画における位置づけ | — |

| | |
|-----------|--|
| この事業の実施方針 | 地域包括支援センターとの情報共有や協議の場を設定し対応の標準化に努めるとともに、広域連合と緊密な連携を図る。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------|------------|-----------------|--|
| ①地域包括支援センター・センター長会議の開催 | 6(1)カ(オ) | 1 検討テーマの設定 | 地域包括支援センターや市、広域連合等からの議案を集約し、会議で情報共有や協議を行う。 |
| | | 2 センター長会議の開催 | 毎月原則11日に開催する。 |
| | | 3 結果の共有 | 議事録を作成し、地域包括支援センター、広域連合、市と協議の結果を共有する。 |
| ②地域包括支援センター連絡会議の開催(鈴鹿市のみ) | 6(1)カ(オ) | 1 検討テーマの設定 | |
| | | 2 センター連絡会議の開催 | |
| | | 3 結果の共有 | |
| ③専門職別ワーキング会議の開催 | 6(1)カ(オ) | 1 検討テーマの設定 | 地域包括支援センターや専門職からの意見を集約し検討テーマを設定する。 |
| | | 2 ワーキング会議の開催 | 各専門職ごとに月1回開催する。 |
| | | 3 結果の共有 | 議事録を作成し、地域包括支援センターや広域連合と協議内容の共有を図る。 |
| ④地域包括支援センター運営協議会に関する調整 | 6(1)カ(オ) | 1 運営協議会案件の協議・提案 | 介護保険運営委員会に出席し協議内容について把握する。 |
| | | 2 結果の共有 | 広域連合から配布された議事録に基づき、各包括へ情報提供する。 |
| その他、会議等にかかる取組 | | | |

4 その他の取組

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

ア 災害・感染症対策と対応

令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実 |

| | |
|-----------|--|
| この取組の実施方針 | 地域における支援が持続的に提供できるように、関係機関と連携を図り危機管理体制を構築する。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------------|------------|------------------------------------|--|
| ①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築 | 7(2) | 1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 | 法人のBCP計画により、災害発生時の体制を構築するために各包括と情報共有を行う。 |
| | | 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 | 法人のBCP計画により、感染症発生時の体制を構築するために各包括と情報共有を行う。 |
| ②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制 | 7(2) | 1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 | 市内において災害が発生した場合に、必要な情報発信や支援が求められた場合に地域に対応できる体制を構築するために、市・地域包括支援センター・広域連合等と協議する。 |
| | | 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 | 市内において感染症が発生した場合に、必要な情報発信や支援が求められた場合に地域に対応できる体制を構築するために、市・地域包括支援センター・広域連合等と協議する。 |
| その他、災害・感染症対策にかかる取組 | | | |

イ その他、特記事項

| | |
|-----------|--|
| この取組の実施方針 | |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|------|------------|----------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |